

2013シーズン FC岐阜 サッカー試合運営管理規程

第1条（規程の対象）

株式会社 岐阜フットボールクラブ（以下「FC岐阜」という。）により制定される「FC岐阜サッカー試合運営管理規程」（以下「本規程」という。）の目的は、リーグ戦、リーグカップ戦、およびチャンピオンシップ等当クラブが主管する全ての試合の円滑で安全な運営を確保することにある。本規程を、FC岐阜の管理下にあるスタジアムその他の施設に入場し、または入場しようとする全ての者は遵守しなければならない。

第2条（定義）

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）試合

Jリーグ公式試合（「Jリーグ規約第40条」）のうち、当クラブが自ら主催する試合をいう。

（2）施設

試合運営のためにFC岐阜が管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。

（3）運営・安全責任者

Jクラブ実行委員または実行員代理をいう。

（4）運営担当・セキュリティ担当

運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のため業務に従事する者をいう。

（5）警備従事員 大会の安全確保のため、運営・安全責任者が任命した者をいう。

第3条（運営担当・セキュリティ担当）

警備従業員には、運営・安全責任者がクラブスタッフの中から任命し、安全確保業務に従事する運営担当またはセキュリティ担当が含まれる。

第4条（持ち込み禁止物）

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる物を施設に持ち込むことはできない。

- (1) Jリーグ統一禁止事項(Jリーグ共通観戦マナー&ルール)により持ち込みを禁止されているもの
- (2) 爆竹、花火、発煙筒、ビン、缶、その他銃刀類、火気、毒劇物などの危険物及び危険物とみなされるもの
- (3) 501ml以上のペットボトル及び凍結物
- (4) チアホーン、ガスホーン
- (5) トランシーバー
- (6) 紙テープ、紙吹雪
- (7) ペット(盲導犬、聴導犬、介助犬を除く)
- (8) 政治的、思想的又は宗教的な主義、主張又は観念を表示し、又は連想させ、試合運営に支障を及ぼす恐れのあるもの、又は選手・監督・クラブ関係者及び審判員等に対する誹謗中傷を目的としたもの
- (9) 特定の会社又は営利企業の宣伝を目的として、特定の会社名、製品名等を表示したもの(特定の会社、製品等を連想させるものを含む)
- (10) その他試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等の恐れがあると運営担当、セキュリティ担当及び警備従事員が認めるもの

第5条 (禁止行為)

運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) Jリーグ統一禁止事項(Jリーグ共通観戦マナー&ルール)により禁止されている行為
- (2) 拡声器の使用等(ピッチ、スタンドに向けての審判、選手、相手サポーター等への誹謗中傷目的の使用)
- (3) ホイッスル、ガスホーン、チアホーン等の使用
- (4) 太鼓およびトランペットの使用(応援をまとめるためのみ使用可)
- (5) 紙テープ、紙吹雪等を使用しての応援行為
- (6) 椅子に立ち上がっての観戦、応援。椅子に足をかける行為。その他、椅子の破損の原因となる行為。

- (7) 器物破損行為
- (8) 承認を受けていないポスター・ビラ等の配布、掲示及び募金、署名、調査活動、物販販売
- (9) 許可なく、試合の音声、映像の全部又は一部を撮影、収集し、インターネットその他のメディアで配信すること。
- (10) 指定した場所以外への横断幕、垂れ幕などの掲出及び大型フラッグの使用
- (11) 指定場所以外での喫煙。歩きながらの喫煙。タバコの投げ捨て
- (12) 試合後、夜間の騒音
- (13) 他のお客様及び近隣住民に迷惑をかける行為
- (14) シート、フラッグ等を使用しての故意的な座席の確保
- (15) フェンスや手すりに腰掛けたり、またがったり、あるいは足をかけたり、出したりする行為。また、フェンス、手すりから身を乗り出しての観戦、応援等
- (16) 傘を広げての観戦、応援
- (17) 政治的、思想的若しくは宗教的な主義、主張、観念を表示あるいは連想させ、試合運営に支障を及ぼす恐れがあると判断されるもの、選手・監督・クラブ関係者・審判員・役員及び相手サポーター等に対しての誹謗中傷を目的としたもの、公序良俗に反するもの、その他サッカースタジアムにふさわしくないとクラブが判断するものの掲出、持ち込み及び発言。
- (18) 各スタジアムの独自禁止事項は次のとおり
 - 【岐阜メモリアルセンター長良川競技場】
 - ・メインスタンドでの、拡声器、鳴り物類の持ち込み及び使用（ホイッスル、トランペット、ガスホーン、チアホーン等、太鼓などの打楽器類、その他、運営・安全責任者が鳴り物類と見なしたもの）
 - ・指定場所以外での大型フラッグの使用（バック自由席ホーム、バック自由席ビジターのみ使用可。但し、周囲の観客の観戦の迷惑にならないようにすること）
 - 【浅中公園総合グラウンド陸上競技場】
 - ・メインスタンドでの、拡声器、鳴り物類の持ち込み及び使用（ホイッスル、トランペット、ガスホーン、チアホーン等、太鼓などの打楽器類、その他、運営・安全責任者が鳴り物類と見なしたもの）

- ・サイドスタンド席以外での大型フラッグの使用。但し、周囲の観客の観戦の迷惑にならないようにすること
 - ・バックスタンド席での立っての応援（サイドスタンド席のみ可）
- (19) その他、試合の運営または進行を妨害し、他人に迷惑または危険を及ぼす等のおそれがあると運営担当、セキュリティ担当及び警備従事員が認める行為をすること。
- (20) 上記禁止行為に違反した場合には、第7条に定める措置をとることがあります。

第6条（遵守規程）

次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) チケット、通行証等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査に協力すること。
- (3) 警備従事員および治安当局の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (4) 第4条、第5条の規程に反し器物破損などの行為があった場合は、警備従業員及び運営・安全責任者と協議のうえ、必要に応じて修理費を負担し、原状復帰すること。

第7条（入場拒否、退場命令）

- (1) 運営・安全責任者は、第4条、第5条又は第6条の規程に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、及び第3条に掲げる物の没収等必要な措置をとることができる。
- (2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される全ての試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。
- (3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、又は施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

第8条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他の者に委任することができる。

株式会社 岐阜フットボールクラブ 代表取締役社長 薫田 大二郎